

令和 3 年 12 月 16 日

産業建設常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

令和3年12月16日（木曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

阿部眞喜委員長

浅野敏江副委員長

西村勝男委員

香取嗣雄委員

山本進委員

伊勢由典委員

出席議長団（1名）

阿部かほる議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤光樹	副市長	佐藤洋生
産業環境部長	小山浩幸	建設部長	相澤和弘
水道部長	鈴木宏徳	市民総務部 公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監 兼産業環境部次長	草野弘一
産業環境部次長 兼環境課長	末永量太	建設部次長	星和彦
水道部次長 兼工務課長	星潤一	産業環境部 水産振興課長	鈴木陸奥男
産業環境部 商工港湾課長	伊東英二	建設部 都市計画課長	鈴木良夫
建設部 定住促進課長	佐藤寛之	建設部 土木課長	鈴木英仁

事務局出席職員氏名

事務局長 川村 淳 議事調査係長 石垣 聡

会議に付した事件

議案第69号 令和3年度塩竈市一般会計補正予算

議案第70号 令和3年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算

午前10時00分 開会

○阿部委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際には、マスクを外していただく必要はございません。さらに、議場の扉を開放するなどの感染症対策を行いますので、委員の皆様におかれましても感染症対策の徹底にご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第69号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」及び議案第70号「令和3年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」の2件であります。

これより、議事に入ります。

議案第69号及び第70号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会でご審査をお願いいたします案件は、「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」など、計2か件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明いたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○阿部委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 それでは、議案第69号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、水産振興課に係る補正予算について、ご説明申し上げます。

資料No.7、補正予算説明書、13ページ、14ページをご覧ください。

初めに、歳出予算について、ご説明いたします。

第6款農林水産業費第2項水産業費第2目水産業振興費では、右の事業内訳記載のとおり、漁船員感染拡大防止対策支援事業に200万円、魚市場事業特別会計繰出金に340万円、第3目浅海漁業振興費では、浅海漁業振興費として燃油高騰対策補助金に378万円を計上しております。

恐れ入りますが、同じ資料の21ページ、22ページをご覧ください。

第11款災害復旧費第3項農林水産業施設災害復旧費第1目漁港施設災害復旧費では、寒風沢漁港施設災害復旧費に1,800万円を計上しております。

続きまして、事業概要について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.8、議案資料その2、26ページをご覧ください。

漁船員感染症拡大防止対策支援事業の事業概要についてですが、本市魚市場では、昨年度、入場者の体温を測定するサーマルカメラを設置し、施設利用者へマスクやフェースシールドを配布するなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じてまいりました。今回、水際対策といたしまして、宮城県の補助金を活用し、全ての水揚げ漁船乗組員を対象に抗原検査キットを無料配布し、検査結果をご報告いただくことで市場関係者への感染拡大防止を講じながら、安心安全な魚市場として水揚げなど、利用促進を図るものです。

事業内容についてですが、補助財源につきましては、10月県議会で議決されました宮城県漁船員感染症拡大防止対策支援事業費になります。補助率は2分の1で、補助上限額は500万円になります。県補助金の財源が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のため、事業完了期限は、来年3月中旬となります。補助対象経費は、漁船乗組員を対象に配布する抗原検査キットの購入費などに要する費用となります。

配布指標、抗原検査キットを配布するタイミングにつきましては、下段の表をご覧ください。先月8日に政府が発表いたしました新しい指標のうち、レベル2、警戒の強化が必要となる新規感染者が増加傾向にあり、自治体が、必要な対策に着手するタイミングで配布してまいります。事業費及び財源内訳ですが、事業費200万円、財源につきましては、宮城県漁船員感染症拡大防止対策支援事業補助金、ふるさとしおがま復興基金繰入金が、それぞれ100万円になります。今後の予定といたしまして、議会でお認めいただき次第、抗原検査キット購入に係る契約手続を行い、納入後は、感染状況により、乗組員へ抗原検査キットを配布し、魚市場における新型コロナウイルス感染症の水際対策を講じてまいります。

次に、27ページをご覧ください。

浅海漁業振興支援事業の事業概要ですが、新型コロナウイルス感染症の影響から、魚価が低迷するなど、生産額が大幅に落ち込み、浅海養殖漁業者は、大変厳しい状況にあります。今般、燃油高騰に伴い、経営状況は、さらに悪化していることから、今回、塩竈市の独自支援事業といたしまして、平成20年の燃油高騰の際に実施いたしました産業支援策同様、浅海養殖漁業で使用する燃油に対して購入費補助を行い、浅海漁業の事業継続と振興を図るものです。事業内容ですが、補助対象者は、市内の漁協に所属する市内在住の組合員、補助率は、漁船及び漁業用陸上施設で使用する燃油1リットル当たり30円の補助、補助期間は、来年1月から3月までの3か月間、事業費の算出根拠につきましては、昨年度の各漁協における燃油販売実績に基づ

くものです。事業費及び財源内訳ですが、事業費378万円、財源につきましては、一般財源となります。今後の予定といたしまして、議会でお認めいただき次第、申請窓口となります各漁協へ事業説明を開催し、申請の受付を開始してまいります。

次に、28ページをご覧ください。

離島に係る災害復旧費事業などの進捗状況の概要についてですが、寒風沢漁港－1メートル物揚場復旧工事につきましては、今年10月に竣工予定でしたが、今年2月の福島県沖地震により、物揚場の一部が、海側に傾き、設計の見直しを余儀なくされ、工事を一時中止してございました。水産庁からは、東日本大震災の復旧工事として施工中の被害であることから、2月の地震に伴う令和3年災害査定対象ではなく、平成23年災の重要な変更として対応するよう指示がございましたことから、これまで現地踏査及び再度設計作業を行ってまいりました。今般、設計内容が取りまとまりましたので、災害復旧工事の追加を行おうとするものでございます。

中段左の位置図をご覧ください。

市営汽船乗り場浮き桟橋の南側、延長約75メートルになります。

右の地震発生後の断面図をご覧ください。

防潮堤に接する物揚場の一部が、海側に最大3度傾いた状態となっております。

下の復旧方法の断面図をご覧ください。

傾いた物揚場の前面に増し打ちコンクリート、厚さ約20センチを施すことで安定の確保を行ってまいります。事業費及び財源内訳ですが、事業費1,800万円、財源につきましては、漁港施設災害復旧費補助金1,771万2,000円、一般財源28万8,000円となります。なお、一般財源分につきましては、震災復興特別交付税対象となりますので、実質一般財源からの持ち出しは、ございません。

今後のスケジュールについてですが、議会でお認めいただき次第、変更契約の手続を行い、仮契約締結後、次の2月議会において、変更契約に係ります請負契約の一部変更について、議案を上程させていただきたいと考えております。

なお、今回の変更契約につきましては、年度内の竣工を予定させていただいております。

恐れ入ります。次に、歳入予算について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.7、補正予算説明書、3ページ、4ページをご覧ください。

第11款地方交付税第1項地方交付税第1目地方交付税では、漁港施設災害復旧費工事に係る震災復興特別税として28万8,000円、第15款国庫支出金第2項国庫補助金第7目災害復旧費国

庫補助金では、漁港施設災害復旧費補助金として1,771万2,000円、第16款県支出金第2項県補助金第4目農林水産業費県補助金では、宮城県漁船員感染拡大防止対策支援事業補助金として100万円、第19款繰入金第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金8億2,744万6,000円のうち、100万円が、漁船員感染拡大防止対策支援事業分として計上してございます。

水産振興課からの説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 伊東商工港湾課長。

○伊東産業環境部商工港湾課長 私からは、引き続き、令和3年度一般会計補正予算のうち、商工港湾課の所管に係ります補正予算について、ご説明いたします。

資料No.7の補正予算説明書をご用意いたします。

まず、歳出予算からご説明いたしますので、15ページ、16ページをお開き願います。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に伴う事業者支援事業であります。地域経済応援給付金支給事業の業務完了に伴う予算整理のため、減額補正を行おうとするものでございます。

第7款商工費第1項商工費第2目商工振興費といたしまして、右側の事業内訳に記載のとおり、地域経済応援給付金事業といたしまして、第10節需用費に消防品費マイナス28万円、第11節役務費に通信運搬費マイナス17万8,000円、手数料マイナス4万5,000円、第18節負担金補助及び交付金に地域経済応援給付金マイナス970万円、合計でマイナス1,020万3,000円の減額補正を計上しております。

次に、歳入予算について、ご説明申し上げますので、同じ資料、3ページ、4ページをお開き願います。

ページ中段になりますが、第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目第1節総務管理費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金マイナス940万3,000円のうち、地域経済応援給付金支給事業としてマイナス1,020万3,000円を計上しております。

商工港湾課が所管いたします補正予算の説明については、以上となります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○阿部委員長 佐藤定住促進課長。

○佐藤建設部定住促進課長 それでは、定住促進課から、木造住宅耐震改修工事助成事業等につきまして、ご説明いたします。

初めに、事業概要をご説明いたしますので、資料No.8をご用意いたします。

34ページとなります。

初めに、1の概要でございます。塩竈市耐震改修促進計画に基づきまして、木造住宅耐震診断助成事業、木造住宅耐震改修工事助成事業及び危険ブロック塀等の除却事業により、木造住宅に対する耐震化の促進や通学路等の安全確保に取り組んでおります。広報紙や個別訪問などの周知を実施したところ、さらにまた、令和3年2月、3月に発生した地震の影響もありまして、前年同期を上回る申請件数となっていることから、補正予算を計上するものでございます。

2の事業内容でございます。(1)の木造住宅耐震診断助成事業でございます。現在、30件の申請となっており、今後、さらに10件の申請が見込まれることから、補正予算額といたしまして142万4,000円を計上するものでございます。(2)木造住宅耐震改修工事助成事業の①耐震改修工事助成は、現在、14件の申請となっており、こちらもさらに6件の申請が見込まれることから、補正予算額としまして600万円を計上するものでございます。また、その他改修工事助成につきましては、現在、14件となっており、こちらもさらに申請が見込まれますことから、補正予算額としまして120万円を計上するものであります。(3)危険ブロック塀等除却事業につきましては、こちらも今後、さらに10件の申請が見込まれることから、補正予算額といたしまして140万円を計上するものでございます。

3の事業費及び財源内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。合計といたしまして、事業費1,002万4,000円、財源の内訳でございますけれども、国費といたしまして501万2,000円、県費といたしまして185万6,000円、一般財源といたしまして315万6,000円としております。

4の今後の予定でございます。受付は、1月31日まで受付を行いまして、工事完了を3月と見込んでおります。

次に、歳入歳出予算につきまして、ご説明いたしますので、資料No.7の17ページ、18ページをお開き願います。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費の第12節の委託費に木造住宅耐震診断と委託費といたしまして、142万4,000円を計上しております。また、下段、第18節負担金、補助金及び交付金に860万円を計上しております。その内訳は、説明欄に記載しております危険ブロック塀等除却費助成補助金としまして140万円、木造住宅耐震改修工事等助成金といたしまして720万円を計上しております。

次に、歳入でございます。同じ資料の、戻りまして3ページ、4ページをお開き願います。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第4目土木費国庫補助金第1節住宅補助金といたしまして、社会資本総合整備交付金501万2,000円を計上しております。また、下段の第16款県支出金第2項県補助金第5目土木費県補助金第1節住宅費補助金としまして、185万6,000円を計上しております。内訳は、説明欄に記載しております木造住宅耐震診断助成費といたしまして35万6,000円、木造住宅耐震改修工事助成事業費といたしまして150万円を計上しております。

定住促進課から、説明は、以上でございます。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 続きまして、議案第69号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、都市計画課所管分につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、歳出予算からご説明いたしますので、資料No.7、補正予算説明書、17ページ、18ページをお開き願います。

第8款土木費第5項都市計画費第7目復興交付金事業費の第18節負担金、補助金及び交付金に、海岸通市街地再開発事業収支差額援助交付金として1億6,340万円を計上してございます。これに関わる歳入予算でございますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

一番下でございます。第19款繰入金第1項第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金の内数として、歳出予算と同額の1億6,340万円を計上してございます。

次に、事業の内容について、ご説明いたしますので、恐れ入りますが、資料No.8、議案資料の29ページをお開き願います。

まず、1の概要からご説明いたします。復興交付金を活用した都市計画事業であります海岸通再開発事業におきまして、事業収支に差額が生じ、その発生原因及びその負担につきまして、市と組合側の主張が相入れてございませんでした。一方で、この収支差額を解消しなければ、事業を進展させること自体ができない状況に陥るのみならず、復興計画に位置づけました被災した中心市街地のにぎわい再生という事業目的が、達成できないこととなります。ついては、事業の認可権者であります宮城県の仲介を受けながら調整を進めた結果、問題解決に要する額をおおむね折半で負担することによりまして双方の責任を果たす旨、合意し、覚書を締結するに至りましたことから、本定例会に係る予算を計上させていただいたものでございます。

次に、事業の進捗に係ります2、補助金等の交付状況でございます。海岸通再開発事業につきましては、表中BからEの部分でございますけれども、5分の4の復興交付金を財源とした

事業補助金、平成28年度から開始いたしました5分の1の支援補助金、平成27年6月から開始してございます事務局運営補助金、その他といたしまして道路等整備に係ります公共施設管理者負担金等々を合わせまして、再開発組合に対して既に約20億円を超える補助金等を交付済みでございます。そのホーフリーズにつきましては、現状の事業計画と対比いたしますと93.4%という状況に達してございます。

次に、3の事業におけます収支差額の推移についてでございます。去る10月21日の市議会一般会議におきまして、くだんの収支差額が、1億5,357万円であることが判明いたしました。その後、内容の精査を進めた結果、11月22日に収支差額を2億1,440万9,000円と特定いたしました。

特定に至る経過について、ご説明いたしますので、31ページの別紙1をご覧ください。

こちらの表頭のアの列が、先ほどの一般会議に開示された内容でございます。こちらにつきまして、表側にありますAからRの各項目に係ります根拠の提出を求めまして、県の担当にもご協力を頂戴いたしながら、見積り内容に合理性があるのか、また、これを機にとということで、過大な内容が含まれていないかという視点で精査を進めさせていただきました。そうしたところ、11月19日の県庁で行われました組合ヒアリングにおきまして、突然、工事費の大幅な増が見込まれる旨の説明がありまして、11月22日に係る増額が、Dの行、オの列にあります6,189万6,000円と確定いたしましたことから、収支差額を2億1,440万9,000円と特定したものでございます。増額が生じた原因でございますけれども、2番地区Ⅱ期工事に係ります見積りの精度不足というところでございました。ここで、注意すべき点でございますけれども、本件収支差額の各項目につきましては、今後、支払い予定の経費が含まれてございます。つきましては、工事等において、請差の発生が期待できる一方、つなぎ融資に係ります利息ABでありますとか、事務費QRにつきましては、収支差額解消に係る議論が、長期化するほど増加していくという点が、ポイントでございます。

資料左側、30ページをご覧ください。

このため、早期の議論膠着状態の打開を図るため、4の宮城県による仲介を依頼することとなりました。事業を完了させるために、まず解決すべき課題は、資金の問題でございます。具体には、(1)の①組合におけます収支差額の解消、②まちづくり会社におけます保留床買取り資金の手当てという2つの資金問題、これを同時に解決する仲介案が必要であるということでございますが、これにつきましては、市も同じ認識でございます。

2の県による仲介案の内容をご説明させていただきますので、32ページの別紙2をご覧ください。

説明に先立ちまして、まず、これ以降の説明におきまして、令和4年度当初予算を計上予定でございます都市開発資金貸付制度に触れますことにつきまして、あらかじめご理解をお願いしたいと思います。

まず、別紙2の見方であります。上の囲みが、県による仲介案の内容でありまして、点線で囲まれた左側①、これが組合におけます収支差額への対応、右側②が、まちづくり会社が、組合から保留床を買い取る資金手当てに係る内容ということでございます。左側の収支差額、端数を切り捨てまして、2億1,440万円から細かく見てまいります。

説明の都合上、下の組合の自助努力5,100万円とあります枠をご覧ください。

内訳であります、1つ目の・まちづくり会社の保留床の転嫁と記載してございます。端的に申し上げますと、組合としてまちづくり会社に保留床を1,000万円高く売ること、事業における収支、収入額を増加させるという趣旨でございます。

その下、3つの項目は、クリーム色で着色してございますが、別紙1でご説明をいたしました収支差額のうち、今後、支出される予定の額の中からOの補償費につきましては、収支差額そのものへの計上自体を見合わせる。Mの商業コンサル費につきましては、まちづくり会社の計上経費による負担とする。Dの工事費につきましては、今後、Ⅱ期工事の発注仕様等を見直すことによりまして、2,200万円の経費削減を図る。以上の4点を組合の自助努力と整理し、残る1億6,340万円を市の負担とするものでございます。

次に、右側の点線囲み、まちづくり会社への対応をご覧ください。

まず、保留床の買取りに要する額2億2,235万円とありますが、これに組合の自助努力を受け入れた額が、下のほう、改めとして記載してございます2億3,235万円となります。こちらでも端的に申し上げますと、保留床を高く買い取るためにまちづくり会社が借り入れる元金が、1,000万円増えるという趣旨でございます。まちづくり会社といたしましては、この額を都市開発資金貸付制度により、手当てすることとしておりまして、半額は、国・市財源により、無利子で借り入れることとなりますが、その前提となります1億1,617万5,000円につきましては、市中銀行から独自で借り入れるという内容でございます。都市開発資金貸付のほかに市の負担は、こちらはないという状況でございます。

以上を集計いたしましたのが、下の米印でございます。①②の資金問題の同時解決に要する

額は、仲介案の枠中、朱書きしております数字の合計3億3,057万5,000円となります。このうち、オレンジ色の囲みにつきましては、市の負担分1億6,340万円ということをございまして、今回の補正予算計上額となります。

その下、残る部分、青色の囲みが、組合とまちづくり会社による負担分1億6,717万5,000円となりまして、双方の負担割合につきましては、市が49.4%、組合まちづくり会社が50.6%とおおむね折半となるものでございます。

資料の30ページにお戻りを願います。

ページの中ほどでございます。市としては、問題解決に係ります双方の負担割合及び膠着状態の長期化によります将来的なリスクを総合的に勘案させていただきまして、県の仲介案を受諾するものとし、組合まちづくり会社としてもこれを受け入れる旨の意思決定が、県にご報告されてございますので、去る11月24日、県庁におきまして覚書を締結したものでございます。覚書の内容につきましては、別紙3として記載をしておりますが、概略だけ、そこで申し上げますと、市が交付する額は、予算額を限度とし、増額変更できないこと。事業完了後、遅滞なく経費の精算を行うこと。覚書の締結をもって、収支差額発生に係る諸問題は、一切解決済みとし、金銭請求等、一切行わないこと等を記載しております。内容につきましては、後ほど、ご覧いただければと思います。

その下、5の事業費及び財源内訳につきましてでございますが、こちらは、表記載のとおりでございますので、ご確認願います。

最後に、6の今後の予定でございます。今回の補正予算をお認めいただきますれば、再開発事業の進展を図る条件が整うこととなります。つきましては、再開発組合並びにまちづくり会社の皆様には、まずは、令和5年3月の組合解散を目指し、局面に応じた責務を確実に果たしていただきたいと考えてございます。本市といたしましても本件再開発事業を確実に完了させまして、被災した中心市街地のにぎわい再生という事業目的を達成し、今後のまちづくりにつなげていくという責任を果たしてまいりたいと考えてございます。

都市計画課からの説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 鈴木土木課長。

○鈴木建設部土木課長 それでは、議案第69号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、土木課関連の予算につきまして、ご説明申し上げます。

資料No.6、塩竈市一般会計補正予算の4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正、1、追加の表、一番上にございます。複写印刷機借上げ料でございます。期間につきましては、令和3年度から令和8年度までです。限度額は、176万2,000円のうち、土木課分として95万5,000円となっております。この内容につきましては、コピー機の更新となりますが、本来であれば2月補正予算にてご提案をして進めるところでございますが、現在、世界的な半導体不足により、電子機器類の在庫が懸念されております。このため、例年より早く契約手続を行う必要がありますことから、今回、債務負担行為の補正をお認めいただき、早期にコピー機の調達を行い、新年度の更新に備えるものでございます。

土木課からは、以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○阿部委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 それでは、議案第69号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」につきまして、環境課所管分を説明申し上げます。

ただいまの土木課の資料のページと同じページでございます。資料No.6の4ページでございます。債務負担行為補正でございます。

4ページの第2表、債務負担行為補正の1の追加の表ですが、上から3つ目、廃棄物適正処理推進費としまして、令和3年度から4年度まで9,500万円の限度額を計上させていただいております。これは、来年度におけます清掃工場の運転管理業務と残灰運搬業務について、今年度内での契約事務を進めるために、12月補正予算において、追加設定をさせていただいたものでございます。

なお、期間が、令和4年度までとしておりますとおり、委託期間は、令和4年度の単年度契約を想定しているところでございます。

環境課からの説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○阿部委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 続きまして、議案第70号「令和3年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」について、ご説明申し上げます。

資料No.7、補正予算説明書、28ページ、29ページをご覧ください。

初めに、歳出予算について、ご説明申し上げます。

第1款市場費第2項漁船対策費第1目漁船対策費では、燃油高騰対策補助金といたしまして、340万円を計上しております。

続きまして、事業概要について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.8、議案資料その2、37ページをご覧ください。

水揚げ漁船燃油高騰対策緊急支援事業の事業概要についてですが、今般の燃油高騰により、本市魚市場に水揚げする漁船においても大きな打撃を受けております。今回、塩竈市の独自支援事業といたしまして、平成20年の燃油高騰の際に実施いたしました産業支援策同様、水揚げ漁船を対象に、水揚げ金額の1,000分の2相当額を補助し、本市魚市場への水揚げ確保を図ろうとするものでございます。事業内容についてですが、補助対象者は、本市魚市場に水揚げを行う漁船になります。遠洋トロールに代表されます貨物・陸送搬入魚につきましては、既に遠洋底びき網漁船誘致促進事業補助金制度がございますことから、今回の補助対象から除外してございます。補助率は、水揚げ金額の1,000分の2相当額、補助期間は、来年1月から3月までの3か月間、事業費算出根拠につきましては、直近3か年の1月から3月までの平均水揚げ金額約17億円に基づき、算出をしております。

次に、事業費及び財源内訳ですが、事業費340万円につきましては、一般財源となります。

今後の予定についてですが、議会でお認めいただき次第、来年1月から卸売機関を通じて申請受付を開始予定となっております。

次に、歳入予算について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.7、補正予算説明書、26ページ、27ページをお開き願います。

第4款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金として340万円を計上しております。

最後に、債務負担行為補正について、ご説明申し上げます。

資料No.6、補正予算、8ページをご覧ください。

2表、債務負担行為補正の追加といたしまして、複写機印刷機借上げ料、令和3年度132万円についてですが、現在、使用しておりますコピー機1台のリース期間が、今年度末で満了を迎え、来年4月からの新たなコピー機の更新を行うため、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。なお、期間は、令和3年度から令和8年度になります。

恐れ入りますが、資料No.7、補正予算説明書の30ページをお開き願います。

右の表、財源内訳をご覧ください。

複写機印刷機借上げ料の財源につきましては、一般財源となります。なお、実際の支払い開始時期は、リース開始となります令和4年度からとなります。

水産振興課からの説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に、着座のまま構いませんので、ご案内申し上げます。質疑のある方、挙手にてお願いいたします。浅野委員。

○浅野委員 それでは、私から何点か質疑させていただきます。

まず初めに、資料No.8の26ページ、漁船員の感染症拡大防止対策支援事業について、お聞きしたいと思います。今回、抗原キットを購入する費用ということで、200万円計上されておりますが、この中身について、ちょっと詳しく教えていただきたいのが、想定的人数、また、漁船の数とかというのは、どのぐらい想定しているのか、お聞かせください。

○阿部委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

まず、1月から3月期におけます直近3か年の入港水揚げ船籍隻数ですが、約120隻を想定してございます。主にはえ縄船が主力となりますので、大体1隻当たり10名から15名程度乗組員がおりますので、今回、対象となります乗組員の数、総数は、1,500人を想定してございます。よろしくお願いたします。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

今回、約120隻入港されるという状況ですけれども、このときの新型コロナウイルス感染状況の新しい指標と経過を強化するというレベルのときに抗原キットを使用するという中身だと思っております。今、大分新型コロナウイルスが落ち着いてきておまして、当然、警戒2にならなければいいなという思いは、皆さん、同じだと思います。結果的に「抗原キットを購入しました。このレベル2のときに皆さんに配布します」という形を取ると思いますが、当然、その前に購入しているもの、例えば、レベル2に発しなかった、早い話が、これを使用することがなかったというときの残ってしまった抗原キットについては、その後、何かに利用できるのか、そういった自由度は、あるのでしょうか。

○阿部委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

今回、想定しております抗原検査キットにつきましては、購入後、使用期限が約2年ということで、確認を取らせていただいております。今回、県補助を活用させていただきますが、1,500名分のキットを購入させていただいて、フェーズの変化に合わせて使用させていただく予定ですけれども、基本的には、船員向けのこういったキットとなりますので、補助期間は、

3月まででございますが、それ以降も保有する在庫について、使用していくことは、構わない
ということを県から確認をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 分かりました。

使わないことにはこしたことはないんですが、当然、購入してしまうものですので、そうい
った意味で、ぜひ無駄のないように使っていただきたいなと思っています。

抗原キットは、よく唾液で検査したり、また、鼻とか喉の奥に綿棒のようなもので検査した
りという方法もありますが、これは、こういったタイプでしょうか。

○阿部委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、今回、購入を想定しているものにつきましては、附属の綿棒で唾液、も
しくは、鼻孔、鼻の穴ですね。拭いまして検査液に浸すことで、所要時間約15分程度で結果が
出る状況となっております。よろしく願いいたします。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

続けて、29ページの海岸通の市街地開発事業収支差額という援助交付金が、今回、上程され
ておりますが、私たち産業建設常任委員会でも10月21日に一般会議を開かせていただきまして、
午前、当局、午後、組合の方々にお話を伺ったところです。なかなか中身的にもすごく複雑な
要素が絡んでおりまして、お金の関係の部分、大変危惧されているところですが、今のご説
明にもあったんですけれども、一般会議があったときの、既に、以前は、たしか五千何がしと
か、6,000万円ぐらいの収支差額とお聞きしていて、10月21日の時点で1億5,300万円という金
額を聞かされ、それだけでもちょっと驚いたんですが、今の説明の中で、精査をしましたとか、
報告を受けましたという形で最終的に2億1,440万円と、もう倍近い金額になっているという
部分において、6,189万円ですか。その部分が、この短期の間に増えてしまっている。このこ
とがなかなかちょっと理解し難いので、向こうからの報告があるたびにこう数字が替わってい
くということをなかなかちょっと理解できないんですが、その辺のことをもう少し詳しくお聞
かせ願いたいと思います。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

収支差額の増につきましては、我々もお話を聞くたびにびっくりすることがいっぱいあるという状況でございます。

今回の約6,200万円のお話でございますけれども、まず、先ほども申し上げましたが、2番地区Ⅱ期工事に係ります見積りの精度不足と、先ほどご説明させていただきました。一般会議の段階では、別紙1をご覧くださいますと、Dのところでございますけれども、5,000万円ということで見積もられていたものでございます。彼らなりに精度を上げるという過程の中で、施工予定者も交えましたヒアリングを実施したところ、発覚いたしました内容といたしましては、まず、その施工業者に期待していた値引き額というのがあったようでございます。これが、想定した額から大きく乖離していたという点が、1点ございます。要は、値引きが、見込んでいたけれども、見込めなくなってしまったという点が1つ。あとは、コロナ禍によるところでございますけれども、今、社会的にウッドショックと呼ばれます建築資機材の不足によりまして単価上昇というのが、起こってございます。率として、最初5%程度見込んでいたそうですが、これが、もう何倍という単位で額が上がったそうでございまして、この大幅な単価上昇が、十分に見込まれていなかったというところが6,100万円の内訳ということで、我々、整理してございます。

以上です。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

このウッドショック、資機材不足、海外からも今、材木が入ってこない話をニュースなんかで見る機会がありますけれども、また、値引き額が、期待していたという部分においてのかなりの乖離というのは、何かちょっと期待度の部分を予算としているということは、何か確認していらっしゃらなかったのか、その辺の何か曖昧な部分が、数字に反映しているのかなと思います。確かに社会的というか、今のコロナ禍の中での、当時、東日本大震災のときもそうですけれども、人手不足とか、材料不足とか、そういうのでどんどんどんどん工事費用がうなぎ上りに上がっていったという時期はありました。そういった社会的反映については、一定程度理解はするものですが、なかなかこういった部分についての一挙に6,000万円が、一番は、ここですよね。このDの部分が、今回の予算というか、金額を押し上げる一番大きな原因のところだと思いますが、本当にそれをどう理解していいのかなと思う部分があります。ただ、このままで置いておいていいわけでは当然ないので、今回、こういった状況のご提案がされたという

ことは、一定程度理解はしなければならないのかなという思いでお聞きしました。

このウッドショックというか、工事の関係ですが、当然、この状況、いまだに大きく変更はないんだろうと思いますが、工事が続けられるときになお、その金額は、今、押さえられているのか。施工側ですので、当局側では把握できるかどうか分かりませんが、そういったところの不安がありますけれども、その辺は、どのように当局は、つかんでいるのでしょうか。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

先ほどちょっと説明の中でも触れましたが、11月19日でしたか。県庁におけますヒアリングの中で、この6,000万円という金額については、発覚してございます。我々も驚きました。県も仲介に携わっていただいておりますが、県も驚いておられまして、もう1億5,000万円という金額の中で取り交わしをとという段階にございましたものですから、県のご担当の方にも、工事を管理しておりますコンサルに確実な確認をとというところで時間をかけて確認していただいた結果、短い時間の中で確認していただいた結果、11月22日にこの金額が確定して、約6,200万円の増ということで特定してございます。この金額があれば、当初予定しておりました計画の工事は、できるんじゃないかということで見積もられた額ということで、我々理解してございます。

以上です。

○阿部委員長 浅野委員。

○浅野委員 まだ、確定というか、流動的な部分がありますので、買いましたとか、お金というか、契約が、完全に終わりましたという部分ではなくて、まだまだ何かその辺が、曖昧というか、流動的な部分があるなという部分は、今の説明を聞いていても否めない、こうではないだろうかというところでもう丸となっている部分においては、不安材料はあるなという思いはあります。私は、この部分については、今の説明で大体理解はできたと思いますので、以上で質疑は、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私からも何点かお尋ねをしたいと思います。

資料No.8のところ、26ページです。

浅野委員からも質疑があつて、抗原キットが配布、2年間使用可能だということで、県もその期間、大丈夫ですよというお話でした。

1つは、この抗原キットそのものの、例えば、対応ね。例えば、自分でやるわけにはいかな
いのかなど。自分でやるのか、ないしは、ちゃんとした医療スタッフがやって、それを簡易で
検査するのか。ちょっとその辺の仕組みが、よく分からないので、それを教えてください。

○阿部委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

抗原検査キットは、我々としていたしましては、購入後、船員さんにお配りをさせていただいて、
船員さん自らが、その附属の綿棒を口の中、もしくは、鼻孔の中の粘膜を取りまして検査液に
浸すことで、15分程度で反応が分かりますので、ご自身で検査をしていただくというのを想定
してございます。

以上でございます。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、例えば、懸念するのは、水際対策として、それは、私らも十分理解で
きるんですけども、比較的、例えば、最近の事例で海外から来た方々の関係で、空港でチェ
ックして陰性だったけれども、後になってから陽性になったとかね。恐らく、空港では、P C
R検査などの検査体制を取っているのかなと思います、報道等を見ると。そうすると、そうい
う簡易キットですから、唾液等、口の検査ですぐ分かるというものの、そういったすり抜け
るといふか、新型コロナウイルスが、すり抜けていくということも含めて大丈夫なのかなど。
やっぱり専門家の一定の対処も必要なのかなとは思いますが、その辺、どうなんでしょうか。

○阿部委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

先ほども資料説明の中で触れさせていただいておりますが、昨年から当市場におきましては、
サーマルカメラ、体温検温、それから、マスク、フェースシールドということで拡散防止策を
進めさせていただいております。

ご指摘の簡易検査なのですり抜ける部分があるのではないかという部分におきましては、今
後、地元の保健所等にもちょっとご相談させていただきながら、対策、どう進めていけば、運
用していけば、より効果的な結果が得られるのか、進めていきたいと思っておりますので、よろしく
お願いいたします。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

やっぱり実際上の2類感染の関係で言うと、やっぱり保健所が出先窓口になりますので、ぜひ相談していただいて、的確なやっぱり水際対策ということでやっていただければということを感じました。ひとつその辺は、しっかりやっていただければと思います。

次のページで、漁船漁業振興支援事業ということで、ここに書かれております。それで、私らもちょっと改めて今回のリッター当たりですか。使用燃油の1リッター当たり30円というのは、分かりました。それで、改めてお聞きしたいのは、組合数が、4つありますね。それで、組合員数の総数、ないしは、支所ごとというか、それぞれの内訳的な組合が分かれば、総数と組合員をちょっと確認させてください。

○阿部委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

まず、今回、補助対象につきましては、4つの漁協に加入されます生産者で、しかも市内に所在、市内に住所を置かれる方となりますので、その対象者について、内訳をご報告させていただきます。塩釜市漁業協同組合につきましては54名、県漁協の塩釜市第一支所につきましては、40名、県漁協の浦戸支所につきましては95名、県漁協の浦戸東部支所につきましては39名の計228名となります。ただし、この228名におきましては、いわゆる年間90日漁業に従事されます正会員、正組合員の方と90日未満の準組合員を合算した数値となりますので、よろしく願いいたします。

以上となります。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今、それぞれ内訳的なものを述べられましたけれども、そうすると、総数と、それから、正会員と準会員ですか。その辺のちょっと内訳的なものを教えてください。

○阿部委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

正会員、4つの漁協合計で76名、準組合員、4つの組合合計で152名となります。

以上でございます。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

正会員が76名、準会員組合員が152名。そうすると、今回の燃油高騰の対策のこうした30円ですか。1リッター当たりの補助の対象の方は、どちらになるのかなど。

○阿部委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

正組合員、準組合員という区別は、平成20年のときにも区別は、しておりませんが、先ほども説明で申し上げましたとおり、漁業に供する燃油という形で我々、捉えております。

1つ、具体的な事例といたしまして、準組合員の方々におかれましては、自家消費のために漁をなさる方も一部いらっしゃるということは、漁協から確認しています。そういった部分におきましては、対象外という捉え方をさせていただきます。

なお、平成20年度に行いましたときには、リッター当たり1円なんですけれども、そのときには、浅海養殖漁業の方々は、63件の方が7か月間で申請をいただいたと。ほぼほぼ正組合員の方々なのかなという捉え方は、させていただきます。

以上でございます。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。主には、正組合員というんですかね。そこを対象にと。中には、準組合員の方には、いろんな消費的なものも含んでの清算をしているよというところで、分かりました。1つは、そういうことですね。補助をしっかりとやっていただければと思います。

ちなみに、船舶に対する補助もありますが、例えば、陸上でワカメ、昆布のいろんなそういったボイル化ということも含めての補助対象なのかどうか、ちょっと確認させてください。

○阿部委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

今、ご指摘のとおり、漁業用陸上施設、お話しいただきましたワカメボイル用の施設ですとか、ノリの乾燥機、こういったもので利用します燃油につきましても補助対象と捉えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、大分助かるというか、分かりました。1つは、大事な時期にきていますので、ぜひよろしく願いをしたいと思います。

次に、市場の特別会計のところ、37ページのところで触れられております。先ほど説明にもあったとおり、3か月間で17億円水揚げということで、船隻としては、先ほど浅野委員が質疑したように、120隻想定ということで、大体様子は、分かりました。

そこで、内訳的に、先ほど、まき網だったかな。そのほかの魚種で、水揚げが、この1月か

ら3月、どういう魚種を想定していらっしゃるのか。また、その漁船として、どういうものが誘致されてくるのか。その辺、水揚げするのか、教えてください。

○阿部委員長 資料No.8、37ページの議案第70号についての質疑ということによろしいですか。

(「そうですね」の声あり) 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

1月から3月期におけます塩竈魚市場におけます主力となりますのは、やはり生鮮マグロのはえ縄船、それから、今日も水揚げを行っておりますが、近年、塩竈で積極的に取り組んでおりますサバのまき網、こういったものが主力になります。ただし、今からですと、また、地元の刺し網ですとか、ほかの小舟ですとか、小型底びき網といったものも実績としてございます。先ほども触れさせていただきましたが、今回は、既存の補助事業のあります遠洋トロール、貨物搬入以外の全ての水揚げ漁船を対象とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そうしますと、前段にちょっと遡って、浅海漁業に対する燃油高騰の27ページに載っていますね。そうすると、市場に揚げていく浅海漁業の皆様も1,000分の2ですか、この相当の対象になるということで捉えていいのかな。

○阿部委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

うちの市場におきましては、刺し網が上場いただいておりますが、こちらは、対象になってくると捉えております。

以上でございます。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、大体例年どおりだと刺し網は、どのぐらい水揚げになっているか、ちょっと教えてください。

○阿部委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 すみません。ちょっと今、手持ちがございませんが、年間でいきますと大体その年によって上下いたしますが、2億から5億程度、年間で水揚げをいただいている状況でございます。

以上でございます。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、年間でざっくり言って2億から5億ということで、主な、先ほど言った浅海の組合の関係でいうと、どの組合さんのところでの例えば、刺し網対象になるのか、ちょっとその辺だけ、教えていただければ。

○阿部委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

刺し網につきましては、県漁協の浦戸東部支所の会員さんになります。組合さんになりますので、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、浦戸の方々の近場での水揚げの補助対象ということで、これは、助かるかな。やっぱりそういう水揚げに供していただく中で補助していただくというのは、大変助かるんじゃないかなと思います。

そうすると、浅海の方々への漁協を通じての説明と特会の卸ということは、結局、市場のところどころでこういった方々もご案内して、こういう1,000分の2の補助対象というか、そうしますよということで、そちらで浅海、浦戸の方々をお呼びして説明会をするのでしょうか。

○阿部委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、まず、燃油購入補助につきましては、各漁協に説明会を行い、させていただきますが、1,000分の2につきましては、卸、問屋を介しまして生産者の方々にアナウンスをさせていただきますが、我々としては、やはり産地間競争が激しくなっておりますので、お認めいただき次第、実績のある船主、それから、漁協に対しましてご案内状といいますか、お知らせを郵送したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ひとつ丁寧な説明をしていただいて、やはり先ほど浅野委員もおっしゃったように、ウッドショックというんですか。恐らくそういうことも含めて全体を反映している今の高騰ですので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、先ほど再開発事業の関係で説明がございました。確かに非常に面倒くさいというか、

資金計画をいろいろ立てるので、大変いろいろよく読まないと理解するのも至難かなとは思いますが。ただ、我々としては、一般会議を開いた結果の中で、ここまでよくこぎ着けてきたのかなど。議会側としては、そういうことを感じております。

そこで、今までの経過で、県と間に入って仲裁というか、仲介役をしてきたという絡みは、前段、いろいろお話は、聞かせてもらいました。

そこで、これまでの県と塩竈市、県と組合、どんな形で言わば話し合いをしてきたのか。これまでの大筋でいいですから、ざっくり言ってどうやってきたのか、ちょっとその辺だけ、まず、お聞かせ願いたいと思います。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

県の仲介ということでございます。簡単に申し上げますと、間に入っていただいてそれぞれの意見を聞いて、それぞれに伝えながら調整をするという役割を果たしていただいたということとであります。具体的に組織として対応いただきまして、都市計画課さんになりますけれども、塩竈市担当の方と組合担当の方と別々に設けられまして、それぞれ出てきた内容につきまして、それぞれ確認しながら案をまとめるという形で進められたという状況でございます。

以上です。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、ざっくり言えば県と塩竈市、それから、県と組合、分けて話を聞いてきたということでよろしいのでしょうか。それを調整してきたのが、宮城県というか、双方にヒアリングというか、話し合いを聞きながら、それでやってきたという経過なんではないでしょうか。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

そうですね。そういった形で話を聞かれて、最終的にまとまったものが、別紙2の仲介案ということになったということでございます。

以上です。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。大変県には、ご苦勞があったというか、間に立っていただいてという感じで受け止めております。

先ほど浅野委員もちょっと質疑したと思いますけれども、別紙1ですか。31のところ、当

時のウッドショックというんですか。例えば、全体として組合ヒアリングのところで2億1,400万円かな。差が生じているということです。その中身を見ると、例えば、ちょうど真ん中のDですか。工事費で5,000万円の収支差が出ているのが、1億1,000万円かな。これは、こういった言わば積算が不十分で生じてしまったのか。それから、ウッドショックによるものの、全然考えないで積算したのか。ちょっとその辺だけ、分からないので教えてください。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

工事費自体は、実は、もっと大きいんですけども、その中でまず、今回の事業自体が遅延、収支差額発生に至った経過の中で、遅延した分というふうに整理された部分が、まずは、5,000万円ということで、10月21日の一般会議段階では、見積もられていたということでございます。その段階では、ウッドショック的なものについては、5%ほど見込んでいたそうでございますけれども、それが、その後の経過の中で、先ほどもちょっと申し上げましたが、ちょっと明確に申し上げられませんが、5%どころか何倍という単位で跳ね上がっていた状況もあったように伺ってございます。

さらに、先ほど浅野委員にもお答えいたしましたが見積りとして、Ⅰ期Ⅱ期リレー施工をすることによりまして、1点値引きが、期待されたものが、今回も値引きいただけるんじゃないかということで見積りの中に反映させていたそうでございますけれども、それが、もう現実的には、難しいだろうということで、施工者さんの期待しておりました見積りの値引きというところが、なくなってしまったというところでございます。

以上でございます。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 非常に微妙なところが、分かりました。

それで、今日12月16日ですので、来週、本会議で22日かな。議決をすると。そうすると、この説明にあるとおり、組合としては、1月着工なのかな。大体もう早期に着工したい感じなのかなと思います。そうすると、2番地区Ⅱ期工事の発注手続というのは、もう1月ですが、これは、もう1月早々にやっていくのか。あるいは、聞くところによると、1番地区の建設会社が、2番地区の工事の様々な見積り等々に関わっているようですね。そうすると、工事としては、早期に完成させなければならないということに相なろうかと思いますが、その際、一般会議やその他の資料を見ても随意契約でやらざるを得ないことも含めてのいろんなQ&Aでやり

取りをやった経過があるので、その辺の絡みであまり随意契約というのは、様々議会の中でもいろんな意見は出るので、ただ、今回、やむを得ない案件なのかどうか。やっぱりその辺も含めてこういった工事の発注の手續等について、どのように組合としては、捉えているのか、分かる範囲でだけ、教えてください。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

実は、12月8日に、これも県に立会いをいただいた中で、県庁におきまして組合のヒアリングを実施いたしました。その中でスケジュール的なものをお示しはいただいております。それでいいますと、まず、30ページの6番にありますとおり、まず、2番地区Ⅱ期工事発注に向けましては、ちょっと入れ子式に手續がございます。事業計画変更の認可というのを受けなければなりません。受けないとお金が合わないので、発注手續に入れないということになります。認可手續を進めるためには、総会の議決が必要です。なので、総会を開催する必要があります。なので、まずは、今回、補正予算をお認めいただきますれば、進展が図れると申し上げましたけれども、まずは、総会を開く準備に入っていく。その後、県に対しまして認可変更の手續をする。それがあって、収支がとんとんに合うという状況の下で初めてⅡ期工事の発注が進められるという流れになりますので、ちょっと現状のスケジュール感としては、1月即着工、そういった状況には、なっていないようでございます。

以上です。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、12月8日、直近の話ですよ。そうすると、事業変更等々をしなければならぬ。認可変更手續等に移らなければならぬ。そうすると、組合さんとしては、総会の大体大筋日程なんかをほぼほぼ決める方向なんですか。予算を議決しないと何ともどうしようもない案件だろうと思いますが、その辺、どうなんだろうか。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

まだ確定ではないようでございますが、現状、1月下旬というところでスケジュールをされているようでございます。

ちょっと先ほど答弁が漏れましたが、工事は、8か月ということでございますので、このまま行きますと令和4年度中の工事完了というのは、まず大丈夫なんじゃないかなと捉えてござ

います。

以上です。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 1月下旬だと、素人目に見て、土木経費、土木の関係の工事で1億1,000万円ね。この分が、果たして合うのかな。今、諸物価、燃油も含めて上がっている中で、大丈夫なのか。自助努力ですよみたいな感じにならざるを得ないのかなとは思いますが、これは、もう固まったものですから、そうですか。できるなら総会をやっぴり年内ぐらいにやっていただければ、スムーズな工事発注に移るのかなと思いますので。分かりました。12月8日に県でそういう会議を開いたということですね。分かりました。

仮に工事に8か月かかるということで考えた場合に、そうすると、まだ工事が据え置かれているのは、3棟でしたか。たしかそうだったような気がするんですけども。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

2番地区Ⅱ期工事でございますが、まちづくり会社が取得する保留床の建物2つですね。それと中央にあります広場、これが工事内容となっております。

以上です。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。つまりは、広場、建物2つと広場そのものも完結しないと、これ自身が再開発事業として完結しないと捉えてよろしいわけですね。分かりました。

その上での組合解散ということに相なろうかと思うので、その辺は、いろいろ情報をぜひ今後も示していただいて、動向については、やはり我々も注視はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そうすると、随意契約ということも、例えば、11月下旬等の総会を経た上でないと、それも手続に移らないということなんですか。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

まず、お金を確保しないと契約できる状況にはならないということですね。手法としては、随意契約を考えてはおられるようでございますが、理屈が、もちろん必要でございますので、その辺につきまして、ちょっとまだお話を伺っておりませんので、はっきり申し上げられませ

んが、方向性としては、随意契約というところを考えておられるようです。

以上です。（「終わります」の声あり）

○阿部委員長 換気のために、暫時休憩いたします。開催は、11時20分とさせていただきます。

午前11時14分 休憩

午前11時20分 再開

○阿部委員長 再開いたします。

ほかにご発言は、ありませんか。山本委員。

○山本委員 まず、私から、議案第70号「令和3年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」について、お尋ねいたします。

今回、燃油対策として340万円の奨励金が、補助金として計上されております。過去に200海里問題、あるいは、オイルショック、それから、輸入冷凍魚の水揚げ促進、それから、平成20年の燃油対策、今回、5回目だと思いますけれども、このようなインセンティブをどのような目的で設定したのか。つまり、臨時的な対策なのか。それとも、産地市場塩竈を全国各地に発信するための一つの恒久的な対策として今後、考えているのかどうか。その点について、どうなんですか。基本的な考え方。

○阿部委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 答えいたします。

実は、先月までに佐藤市長が、九州、四国の生産者のところ訪問させていただき、漁船地活動をさせていただいたところ、やはり生産者からは、少しでもやはりそういった燃油高騰に対しての支援をいただきたいと切実なお話をいただき、今回、他港に比べましていち早くこういった支援事業というものを打ち出させていただいた状況でございます。なので、やはり我々としては、先ほども触れさせていただきましたけれども、まずは、この市場で水揚げの安定化を図っていききたい。さらには、最初にそういった部分を打ち出すことによって、他港に先駆けて今後も戦略的に船を引っ張っていききたいという思いを持っております。

以上でございます。

○阿部委員長 山本委員。

○山本委員 マスコミの報道によれば、ほかの産地市場では、特段、このようなインセンティブがなかったのかなど。それで、塩竈独自のものかなということで、大変注目されているところ

でございますし、これは、卸売機関である会社とも同じ認識に立って、そして、発信していると。そして、明日につなげるとしていかないと、単なる臨時的なものだけでは、私は、ならないのかなと思います。漁業環境が、大変厳しくなっています。限られたパイを産地市場が取り合うのではなくて、それぞれの特性を生かした産地市場を今後、形成していくためにも十分今後、卸の会社、あるいは、問屋、買受人等々と十分協議しながら、やっていただければ。それを一つの今回の議論の素材として私は、これを位置づけるべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○阿部委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

ありがとうございます。

今回、上程させていただいております補正予算をお認めいただければ、先ほども触れさせていただきましたが、卸をはじめ、問屋等々、関係者の方々にもご説明させていただき、協力しながら、今、おっしゃっていただいたように、塩竈の強みを生かしながら、船を引っ張っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 山本委員。

○山本委員 続きまして、議案第69号です。先ほど浅野、伊勢両委員からも出ましたけれども、海岸通の問題について、若干お尋ねいたします。

今回、県ご当局の仲介によって、別添資料の33ページの覚書が、取り交わされたわけであります。その額について、その背景について、これからお尋ねいたしますけれども、今回、出た額、1億6,340万円でございますが、具体的な根拠というものが、一応事業支援案、事業遅延の損害金ということであって、中身としては、収支差額ということで表現されておりますけれども、実際、その辺のところは、どうなんですか。やっぱり2番地区における第Ⅱ期工事の遅延損害金が、この収支差額を発生せしめたと、原因だと理解していいんですか。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

2番地区Ⅱ期工事というところが、端緒と捉えてはございます。ただ、その後、複合的に様々な課題がありましたけれども、まず、2期工事が、一つの端緒と捉えてございます。

以上です。

○阿部委員長 山本委員。

○山本委員 覚書を見れば、あくまでも当該事業ということで、限定されたものではないということは、理解するわけですが、これまでの市と組合との関係性からすれば、総会、あるいは、2者協議の議事録を見ますと、極めて関係性が正常ではなかった。組合の方から言わせれば、誤った行政指導によって、一昨年から事業が遅延している。その原因は、行政の誤った指導だということですがけれども、今回の1億6,340万円の中身としては、繰り返しになりますけれども、そういったような遅延、つまり、市の行政の誤った指導による、そういった発生した額と捉えていいんですか。それとも、違うということですか。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

誤った指導か否かという点に関しては、まず、主張が相入っていないポイントだと思います。我々としては、あくまで施工者に対しまして、将来を見据えた中で、助言等をさせていただいたものと考えてございますし、それを誤った指導とおっしゃるんだと思いますけれども、それに関しては、双方の主張が相入っていないと捉えてございます。

以上です。

○阿部委員長 山本委員。

○山本委員 事業が始まってからずっと見ていますけれども、かなりの行政としての関わりというものを、第1種事業であるけれども、地元の自治体ということでの指導、助言、関与というものが非常にあった。それは、それとして、私は、是認できるのかなと思います。途中で事業リスクを低減するために事業計画の見直しとか、そういったのがされてきた。今回の組合の主張によりますと、やはり1番地区の工事部分について、減築指導とかということでの事業の見直しをアドバイスされた。それは、もう行政として見れば将来の負担軽減のための提言と理解はできるものの、彼らが主張するように、その結果、都市計画決定が、変更の許可が下りるまでは、二、三年かかるタイムラグの中で時期的にどうだったのかということも一つあるわけです。そういう意味で、塩竈市と組合との基本的な関係性というものが、どういうところで認識され、また、そう行動されたんでしょうか。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

まず、事業に対する市の関わりというところでございますけれども、まずは、その補助金の交付といいますか、執行者という立場が、我々の立場。あとは、駐車場の床を購入する、もと

もと持っていた権利者の立場、なお、子育て支援施設の床を取得いたしました保留床取得者の立場という3つの関わり方をしていると捉えてございます。

以上でございます。

○阿部委員長 山本委員。

○山本委員 確かに補助金の交付している関係もあるし、補助を出す以上は、一定程度の事業に対するアドバイス、助言も必要だということで、組合負担分の5分の1相当の支援補助とか、さらには、公共駐車場、あるいは、子育て支援ということで、全体事業費41億6,800万円のうちの実に20.9%になる8億7,300万円、これが、公費投入ということになってきて、今回のも加えますと大体半分ぐらいは税の投入された事業だということだから、行政の立場でもって一定程度関与、指導するのは、当然だということでありますけれども、結果的にそういったところが、再開発組合主体の、事業主体の当該事業が、依存関係というか、行政に対する依存というものが、大きくなってしまった。そういったことの認識というのは、行政としてありますか。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

依存、おっしゃるとおり、依存という関係性もあるかなと思います。ただ、基本的には、施工者でございますし、専門の知識をお持ちのコンサルタントさんもついておられるので、まずは、自覚と責任を持ってご提案をいただくというのは、一理あるのかなと思っています。

以上です。

○阿部委員長 山本委員。

○山本委員 そういう意味で、今回、県の当局の仲介案というのを見た中で、どっちかといったらフィフティー・フィフティーの感じでの将来負担も含めて、負担の額が、割合が、出されておることですけれども、私は、この際、組合自体の経営改善、これは、結局は、組合解散に向けた一つの最終手法だと思っていますけれども、組合解散の時期というのをどの時期に設定されておりますか、今の段階で。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

先ほど伊勢委員にもお答えしましたように、12月8日にヒアリングをしたときには、令和5年3月末ということで、今、スケジューリングされているようでございます。

以上です。

○阿部委員長 山本委員。

○山本委員 問題は、その時期に向けて経営環境が、整うかどうかだと思います。今回、仮に支出したとしても、組合として。1つは、組合として、整理するための自助努力と数字が出ていますけれども、それに対するそれぞれ組合の理事者の方々の認識、あるいは、ガバナンスです。ガバナンスが、徹底されているかどうかという問題。それから、引き継いだ後、今度は、まちづくり会社が、それを引き継ぐこととなりますけれども、ここにいつている今後の資金計画というのが出ているようでありますけれども、その辺の見通し等については、これは、まちづくり会社、民間の問題ですから、行政がタッチするものではないわけですが、一つやっばり考えなければいけないのは、現時点で組合自体の経営改善計画というもの、つまり改善に向けた検討というものが、されているのか。また、具体的な策として、いいですか。具体的ですよ。具体的な策として出ているのかどうか。再建計画ですよ。その点は、把握はされていますか。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

再建計画といったものは、考えられていない、情報をいただいておりますのでちょっと分かりません。

以上でございます。

○阿部委員長 山本委員。

○山本委員 私、言っているのは、結局、今回、仮にそれを認め、そして、支出したとしても次の段階で、次のステージでまた、新たな問題が出てきやしませんかと。それを解消するため、また出ないようにするための自主的な経営改善計画、再建計画があるのか、ないのか。その把握は、されていますかということです。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 大変失礼いたしました。

そうですね。仲介案の中で出ております自助努力というところでありますとか、まちづくり会社を含めた計画のつくりの中で、その辺の内容は、捉えてございます。具体的なところにつきましては、まずは、事業が今、止まっている状況でございますので、進展させるという手続がまず、最初にあるのかなと思っております。さらに、今回、金額を支出させていただきますけれども、覚書の中で、上限額を設定させていただいたりとか、そういった形で、ある意味、

前に向かって進んでいただかなければいけないという条件整備が、今回、整ったのかなと思っておるところでございます。

以上です。

○阿部委員長 山本委員。

○山本委員 なぜこうことを言うかという、結局は、今回の覚書にもありますように、第1条では、令和4年度中に組合解散と明記されていますね。これは、先ほど課長答弁で令和4年度中に解散はします予定ですということは、了解しました。

次に、1億6,340万円、第2条として、この額を限度とするということでありまして、これは、あくまでも事業自体に対する収支差額の1億6,340万円を限度とするわけであって、それを第4条その余の債権債務等、つまり、今後も生じるかもしれないといったような債権債務については、存在は確認されているが、これについては、関わりないということよろしいですね。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

委員のご理解のとおりでよろしいかと思っております。まず、事業につきましては、事業収支でございますが、今回の覚書につきましては、2億1,400万円の収支差額に対する覚書ということで捉えてございます。

以上です。

○阿部委員長 山本委員。

○山本委員 皆さん、心配されているのは、申し訳ないけれども、組合の方々もそれは、日々、努力されて、商売を持ちながら800回何がしの会議も重ねられたことで、多分ご苦労は理解はするわけですが、やっぱり貴重な税金そのものを要求されたから出すということに私、ならないと思うね。だって、市と行政と組合の関係性は、何ですかといったときに、今言ったように補助金を出し、補助金の範囲内での関わりということになってくると思いますけれどもね。それ以上の問題になってくると別の問題なのかなという感じは、するわけですが、やっぱり一つ今、質疑したのは、そういう意味で、再建計画をやっていかない。また、まちづくり会社から、先ほど聞いたけれども、市と関係ない民間企業ですから、管理会社ですから、これは、保留床、それから、テナントを貸して、その収入をもって維持していくわけですから、そのテナント等の保留床の処分等について、今、どのように把握されていますか。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

委員おっしゃったとおり、別な会社、ただ、事業に関与する立場ということでございます。

テナントの誘致状況につきまして、現状で情報は、いただいておりますけれども、まずは、全ての床が一定そろわないとということもまちづくり会社さんの意見としては、あるようでございます。ただ、引き続きテナント誘致には、取り組まれているという状況だけは、確認してございますけれども、しからば、どこに入ってとかということまで、契約に至ったというお話までは、今のところ、いただいていないという状況でございます。

○阿部委員長 山本委員。

○山本委員 これまでの協議会、あるいは、一般会議でもテナントについては、単件でどこどこが借りられるそうとか、どこどこがどうだとかと話は聞くけれども、コンサルがいるんですね、商業コンサル。その成果品を見たことがない。保留床処分のためのセグメントをどこに求めているのか。明らかにされていない。私は、少なくともそう思っている。課長は、見たことがありますか。

○阿部委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

そういった事業計画の絡みのある内容としては、見てございますけれども、委員おっしゃるような計画的なものというのは、以前作られたパンフレットとか、そういったものだけと理解してございます。

以上です。

○阿部委員長 山本委員。

○山本委員 そういう意味では、確かに地価も下落している。コロナ禍での建設的な混乱もある。なかなかそれは、需要というものは、なかなか見いだされないのは、十分理解はしますけれども、例えば、報告を受けた中で、1人のストーリー性がない。せっかくまち開きというキャッチフレーズでやっているわけですから、それぞれ本町、宮町、海岸通でもそれぞれ個店、個人の店、個店として、一生懸命取り組まれている店は、あるわけです。そういった方々をもっと意見を聞きながら集約して、そして、こういったことは、あってしかるべきだ。そうすれば、当然、家賃とか、あるいは、処分価格、そういったのが、当然出てくるのかなとは思いますが、ですから、その辺のところ、全然見えていないし、いや、当たったんだけど、利府のイ

オンに行ってしまったんだとか、そういう話では、私は、ないと思う。そういう意味で、自助努力の中にやっぱりコンサルの示す成果というものが、対価として払うわけですから、成果がなければそれは、減額して当たり前のことだと思うね。これは、組合会社の問題だから、市がどうこう言うわけではないけれども、そういったことで、一つの不安材料は、多々残っていることは、言わざるを得ないと私は、思います。

いずれにしましても今回、1億6,340万円という貴重なお金をふるさと基金から繰入れ、支出するわけですがけれども、やっぱりより関係性を、この覚書にあるように審議成立に基づいて、塩竈のためにこの事業を目的どおり、ぜひ完遂していただきたいものだと考えるわけでありませう。行政としてのご苦勞もいろいろあろうかと思ひますけれども、どうか今回のこの一つの覚書を履行することによって、一步でも解散の方向にできればなと。

最後に、国土交通省が、課長、分かっていると思うでしょうけれども、経営健全化に向けた指針を出しているんですよね。そこで一番大事なのは、やっぱりダイシの場合は、行政の関与というか、支援も大事だけれども、まずは、市が主体であれば、組合自体の一つの自主性、こうなればやっぱり再建計画、経営再建計画というものを明確に出して初めて今後とも事業計画が出てくるわけですから、そういうところが出ていないということが、大ざっぱに出ているけれども、具体的なものについては、やっぱり示していただきたいなと私は、思ひます。

いずれにしましても今回の問題については、非常に大きな問題ということで、これに出ているように、自助努力、さきの今定例会の初日、産業建設常任委員長からの報告がありました一般会議の、そこでもう行政における行政指導の在り方、そして、再開発組合自体としての責任というものを自覚しながらお互い事業完遂に向けて邁進してもらいたいというのが、委員長報告の要旨でございますので、それを十分頭に入れながらやっていただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私から、資料No.8の34ページのところ、ちょっと確認だけさせていただきます。

木造住宅の耐震工事です。建設が、見込んだものよりも増えたというのは、説明を受けましたので、当時2月、3月の地震の影響というのが、大きかったのかなと思ひます。

そこで、2つ確認なんですけれども、築56年経た建物、家屋がどのくらいあって、今までのこういった木造耐震工事改修というのは、実績的にはどのくらいあったのか、ちょっと教えてください。おさらいみたいになりますけれども。

○阿部委員長 佐藤定住促進課長。

○佐藤建設部定住促進課長 こちらの昭和56年5月以前の建物であります。こちらは、国の5年ごとに行っております住宅土地統計調査ということで公表されています。こちらは、平成30年の数字になりますけれども、昭和56年5月以前の建物、住宅の戸数が5,951戸、そのうち、耐震性があるという部分が4,646戸、差し引きますと耐震性のない建物が1,305戸と推計されております。さらに耐震の成果という部分の数字的なものなるかなと思います。こちらは、耐震の改修工事が、平成16年度から始まっておりまして、令和2年度までの合計でいいますと、195戸の建物が耐震改修工事を行っているという状況でございます。

○阿部委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。ひとつ地震に備えるというのは、大事な案件ですので、引き続き様々アナウンスを市民の皆さんにやっていただければということです。分かりました。

再開発事業については、皆さんからご意見を出されたので、質疑されましたので、私的には、Ⅱ期工事の2区工事かな。それが、8か月かかりながらもやはり結局、株式会社まちづくり自身の資金との関係でいうと、やはりテナント誘致が一番の鍵なんだろうと思います。そうすると、再開発事業を現在進行形でやっていますので、言ってみれば1番地区でまだ残っているところとか、これから2番地区は、恐らく様々手を打たなければならない。やはりこれもぜひ建設部門の様々な再開発事業は、終われば、相前後してやはりテナント誘致そのものも後押しを塩竈市としてもやらないと、やっぱり次の課題のもう一つのステップということになるかなと。やっぱりハードルが高い案件ですので、これは、ひとつ私自身の要望ということで、こんなところをひとつくみしていただきながら、今回の案件は、市長の言葉を借りると苦渋の決断というのは、理解するものの、1つは、そこも含めてぜひテナント誘致等の後押しもぜひ支援もしていただければなお、まちづくりの関係でも幸いかなと。産業建設部と今度、部が替わるようですから、そういった中で新たにまちづくりの関係もそういったことで、組織再編が行われるようですから、そこも含めてぜひよろしくお願ひしたいというところで、私の意見は、そこら辺で終わりたいと思います。

○阿部委員長 ほかにご発言は、ありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時47分 再開

○阿部委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言は、ありませんか。（「なし」の声あり）なければ、質疑は、これにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第69号及び第70号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○阿部委員長 挙手全員であります。よって、議案第69号及び第70号については、原案のとおり可決されました。山本委員。

○山本委員 私から、議案第69号に対する附帯決議を提案したいと思います。よろしくお取り計らい願います。

○阿部委員長 暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時51分 再開

○阿部委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま可決されました各号議案のうち、議案第69号に対する附帯決議案提出の動議がありました。つきましては、議案第69号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」に対する附帯決議案を議題といたします。趣旨の説明を求めます。山本委員。先ほど読み上げましたけれども、もう一度よろしく願います。

○山本委員 先ほど休憩中に読み上げましたように、提案理由は、記載のとおりであります。結局、今回の支援金を交付するに当たっては、当該事業の進捗を見極めながら、特に海岸通1番2番地区の再開発組合における自助努力の実績を見極めながら適宜議会に報告し、そして、適切に予算を執行されたいというのが、附帯決議の要旨であります。

以上です。

○阿部委員長 ありがとうございます。

以上で議案第69号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」に対する附帯決議案の趣旨説明を終了いたします。

これより質疑を行います。伊勢委員。

○伊勢委員 ご苦労さまです。動議ですね。これは、例えば、よく案件にあるので、委員長報告があつて、その後、附帯決議として新たに提案するものなのか、ないしは、委員長報告の中に盛り込んで、大体内容としてこの方向で委員長報告の中に盛り込むのか、その辺の捉え方、考え方だけ、示していただければと思います。提案者からの考えなり、委員長の考えをちょっとお聞きした上で、確認したいと思います。

○阿部委員長 伊勢委員、ありがとうございます。

委員長としては、委員長報告の中に盛り込みたいと思つているところがございます。山本委員からあれば、山本委員、お願いいたします。大丈夫ですか。山本委員も同じ考えということでございますので、伊勢委員、よろしいでしょうか。

その他質疑、質問、意見のある方は、いらっしゃいますでしょうか。（「なし」の声あり）なきようでございますので、質疑は、これにて終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午前11時54分 再開

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第69号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」に対する附帯決議をすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○阿部委員長 挙手全員であります。よつて、議案第69号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」に対しては、付帯決議をすることに決しました。

以上で本委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時55分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 阿 部 眞 喜